



発行 新潟県

号外 1

令和4年12月7日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目次

告示

- 1249 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1250 道路の供用開始 (道路管理課)
- 1251 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1252 道路の供用開始 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第1249号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 291号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	新	9.8~40.5メートル	2,357.4メートル
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市坂戸字町浦888番1まで	旧	(A)6.0~18.0メートル	1,922.3メートル
南魚沼市東泉田字赤谷内495番2から 同市坂戸字町浦888番1まで		(B)16.0~40.5メートル	1,525.0メートル
南魚沼市西泉田字沖65番7から 同市西泉田字下島975番1まで		(C)10.6~22.3メートル	444.8メートル

備考1 上記(A)、(B)及び(C)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 2 路線の重用
一部区間県道大月六日町線と重用
- 3 路線の重複
一部区間南魚沼市道西泉田東泉田線と重複

◎新潟県告示第1250号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 一般国道 291号
- 2 供用開始の区間
南魚沼市西泉田字沖65番7から同市坂戸字町浦888番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月7日

◎新潟県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大月六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市東泉田字前島585番3から 同市六日町字屋敷2066番まで	新	6.0～17.1メートル	2,129.4メートル
南魚沼市東泉田字前島585番3から 同市六日町字屋敷1799番10まで	旧	9.0～40.5メートル	1,934.8メートル

- 備考1 路線の終点を変更する区域変更
- 2 路線の重用
一部区間一般国道291号と重用

◎新潟県告示第1252号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月7日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 大月六日町線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市東泉田字前島585番3から同市六日町字屋敷2066番まで
- 3 供用開始の期日 令和4年12月7日